

平成21年 No.20

東京学芸大学学術情報委員会規程等の一部を改正する規程

制定理由

紀要編集委員会の名称を紀要編集部会に変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年 4 月 8 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学術情報委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年4月9日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規程第15号

東京学芸大学学術情報委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学術情報委員会規程（平成20年規程第5号）
- (2) 東京学芸大学紀要出版規程（昭和41年規程第2号）

東京学芸大学学術情報委員会規程の一部改正について

改正理由：紀要編集委員会の名称を紀要編集部会に変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (<u>紀要編集部会</u>) 第9条 委員会に、紀要の編集に関して必要な事項を審議するため、学系ごとの<u>紀要編集部会</u>を置く。 <u>2 委員会は、前項に定める部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。</u> <u>3 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。</u> <u>4 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</u> 第10条 〔削除〕 〔省略〕 (庶務) <u>第10条</u> 委員会の庶務は、学術情報部が処理する。 (<u>規程の改廃</u>) <u>第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成21年4月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (<u>紀要編集委員会</u>) 第9条 委員会に、紀要の編集に関して必要な事項を審議するため、学系ごとの<u>東京学芸大学紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）</u>を置く。 <u>2 編集委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</u> (<u>部会</u>) <u>第10条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。</u> <u>2 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。</u> <u>3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</u> 〔省略〕 (庶務) <u>第11条</u> 委員会の庶務は、学術情報部が処理する。 〔省略〕

東京学芸大学紀要出版規程の一部改正について

改正理由：紀要編集委員会の名称を紀要編集部会に変更すること等に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (投稿) 第3条 各学系の専任教員は，所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは，<u>当該学系に置く学術情報委員会紀要編集部会</u>に届け出るものとする。 2 客員教授及び客員准教授並びに特任教員及び附属学校の専任教員は，希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は，投稿を希望する学系に属する専任教員の紹介を経て，<u>当該学系に置く学術情報委員会紀要編集部会</u>の承認を得なければならない。 〔省略〕 <u>(規程の改廃)</u> <u>第5条 この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成 21 年4月9日から施行し，平成 21 年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (投稿) 第3条 各学系の専任教員は，所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは，<u>学術情報委員会が置く当該学系の紀要編集委員会</u>に届け出るものとする。 2 客員教授及び客員准教授並びに特任教員及び附属学校の専任教員は，希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は，投稿を希望する学系に属する専任教員の紹介を経て，<u>学術情報委員会が置く当該学系の紀要編集委員会</u>の承認を得なければならない。 〔省略〕